

第四十八回

参議院地方行政委員会会議録第九号

(九六)

昭和四十年二月二十五日(木曜日)
午前十時四十二分開会

委員の異動

二月二十四日

辞任

川野 三曉君

村上 春藏君

小林 武治君

久保 勘一君

武治君

和田 鶴一君

補欠選任

天坊 裕彦君

西郷 吉之助君

竹中 恒夫君

林 虎雄君

井川 伊平君

久保 勘一君

小林 武治君

斎藤 升君

高野 一夫君

和田 鶴一君

加瀬 完君

鈴木 寿君

松本 賢一君

基政七君

市川 房枝君

吉武 恵市君

江口 俊男君

出席者は左のとおり。

委員長

天坊 裕彦君

理事

西郷 吉之助君

竹中 恒夫君

林 虎雄君

井川 伊平君

久保 勘一君

小林 武治君

斎藤 升君

高野 一夫君

和田 鶴一君

加瀬 完君

鈴木 寿君

松本 賢一君

基政七君

市川 房枝君

吉武 恵市君

江口 俊男君

出席者は左のとおり。

委員長

天坊 裕彦君

理事

西郷 吉之助君

竹中 恒夫君

林 虎雄君

井川 伊平君

久保 勘一君

小林 武治君

斎藤 升君

高野 一夫君

和田 鶴一君

加瀬 完君

鈴木 寿君

松本 賢一君

基政七君

市川 房枝君

吉武 恵市君

江口 俊男君

出席者は左のとおり。

委員長

天坊 裕彦君

理事

西郷 吉之助君

竹中 恒夫君

林 虎雄君

井川 伊平君

久保 勘一君

小林 武治君

斎藤 升君

高野 一夫君

和田 鶴一君

加瀬 完君

鈴木 寿君

松本 賢一君

基政七君

市川 房枝君

吉武 恵市君

江口 俊男君

出席者は左のとおり。

委員長

天坊 裕彦君

理事

西郷 吉之助君

竹中 恒夫君

林 虎雄君

井川 伊平君

久保 勘一君

小林 武治君

斎藤 升君

高野 一夫君

和田 鶴一君

加瀬 完君

鈴木 寿君

松本 賢一君

基政七君

市川 房枝君

吉武 恵市君

江口 俊男君

出席者は左のとおり。

委員長

天坊 裕彦君

理事

西郷 吉之助君

竹中 恒夫君

林 虎雄君

井川 伊平君

久保 勘一君

小林 武治君

斎藤 升君

高野 一夫君

和田 鶴一君

加瀬 完君

鈴木 寿君

松本 賢一君

基政七君

市川 房枝君

吉武 恵市君

江口 俊男君

出席者は左のとおり。

委員長

天坊 裕彦君

理事

西郷 吉之助君

竹中 恒夫君

林 虎雄君

井川 伊平君

久保 勘一君

小林 武治君

斎藤 升君

高野 一夫君

和田 鶴一君

加瀬 完君

鈴木 寿君

松本 賢一君

基政七君

市川 房枝君

吉武 恵市君

江口 俊男君

出席者は左のとおり。

委員長

天坊 裕彦君

理事

西郷 吉之助君

竹中 恒夫君

林 虎雄君

井川 伊平君

久保 勘一君

小林 武治君

斎藤 升君

高野 一夫君

和田 鶴一君

加瀬 完君

鈴木 寿君

松本 賢一君

基政七君

市川 房枝君

吉武 恵市君

江口 俊男君

出席者は左のとおり。

委員長

天坊 裕彦君

理事

西郷 吉之助君

竹中 恒夫君

林 虎雄君

井川 伊平君

久保 勘一君

小林 武治君

斎藤 升君

高野 一夫君

和田 鶴一君

加瀬 完君

鈴木 寿君

松本 賢一君

基政七君

市川 房枝君

吉武 恵市君

江口 俊男君

出席者は左のとおり。

委員長

天坊 裕彦君

理事

西郷 吉之助君

竹中 恒夫君

林 虎雄君

井川 伊平君

久保 勘一君

小林 武治君

斎藤 升君

高野 一夫君

和田 鶴一君

加瀬 完君

鈴木 寿君

松本 賢一君

基政七君

市川 房枝君

吉武 恵市君

江口 俊男君

出席者は左のとおり。

委員長

天坊 裕彦君

理事

西郷 吉之助君

竹中 恒夫君

林 虎雄君

井川 伊平君

久保 勘一君

小林 武治君

斎藤 升君

高野 一夫君

和田 鶴一君

加瀬 完君

鈴木 寿君

松本 賢一君

基政七君

市川 房枝君

吉武 恵市君

江口 俊男君

出席者は左のとおり。

委員長

天坊 裕彦君

理事

西郷 吉之助君

竹中 恒夫君

林 虎雄君

井川 伊平君

久保 勘一君

小林 武治君

斎藤 升君

高野 一夫君

和田 鶴一君

加瀬 完君

鈴木 寿君

松本 賢一君

基政七君

市川 房枝君

吉武 恵市君

江口 俊男君

出席者は左のとおり。

委員長

天坊 裕彦君

理事

西郷 吉之助君

竹中 恒夫君

林 虎雄君

井川 伊平君

久保 勘一君

小林 武治君

斎藤 升君

高野 一夫君

和田 鶴一君

加瀬 完君

鈴木 寿君

松本 賢一君

基政七君

市川 房枝君

吉武 恵市君

江口 俊男君

出席者は左のとおり。

委員長

天坊 裕彦君

理事

西郷 吉之助君

竹中 恒夫君

林 虎雄君

井川 伊平君

久保 勘一君

小林 武治君

斎藤 升君

高野 一夫君

和田 鶴一君

加瀬 完君

鈴木 寿君

松本 賢一君

基政七君

市川 房枝君

吉武 恵市君

江口 俊男君

出席者は左のとおり。

委員長

天坊 裕彦君

理事

西郷 吉之助君

竹中 恒夫君

林 虎雄君

井川 伊平君

久保 勘一君

小林 武治君

斎藤 升君

高野 一夫君

和田 鶴一君

交通法の実施に關する事項について、都道府県公安委員会に對し必要な事項を指示することができます。こととすることについてであります。が、これは、高速自動車国道における交通が広域的かつ高速的であるといふその特殊性にかんがみ、これに對処するため、高速自動車国道における交通の規制、交通の取り締まり等について特に必要がある場合には、国家公安委員会の指示のもとにこれらを關係都道府県に一元的に處理させようとするものであります。

第四は、身体障害者が車いすによつて道路を行ふ場合の通行区分を明確にすることについてであります。が、これは、言ひまでもなく身体障害者の通行の保護をはからうとする趣旨のものであります。

次に、第二条の改正規定について御説明いたし
ます。

輪及び三輪の軽自動車に対する運転免許の資格要件を第一条の改正規定の施行の日から三年を経過した日から強化しようとするものであります。すなわち、四輪及び三輪の軽自動車につきましては、その運転免許の資格要件をいまだちに強化することは社会的に少なからぬ影響があるものと考えられますので、その実施を三年間延期し、三年後に軽自動車免許を廃止し、自動車の種類としての軽自動車を普通自動車にしようとするものであります。

次に、附則についてであります。これは、運転免許の種類及びこれにより運転することができない自動車等の種類の改正に伴い、改正される従前の運転免許について必要な経過規定を設けることとしたものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同を賜わらんことをお願いいたします。

○委員長(天坊裕彦君) 本案についての質疑は後日に譲ります。

○委員長(天坊裕彦君) 次に、市町村の合併の特例に関する法律案を議題といたします。

○和田鶴一君 御質疑の方は順次御発言願いま
す。ただいま提案されております町村

○委員長(天坊裕彦君) 次に、市町村の合併の特例に関する法律案を議題といたします。
御質疑の方は順次御発言願います。

○和田鶴一君 自治大臣にお尋ねいたしますが、ただいま提案されております町村合併促進法の特例に関する法律について、昭和二十九年に市の人口要件が五万ということで改正されたのですが、当分の間、当初都道府県知事がすでにその合併計画において予定しているものについては、従前の三万というものを認める、それを改正しようといふ趣旨のようになりますが、現在の市の人口の実態を調べてみると、私の資料が間違つておれば、あれでされども、大体五百五十八の市のうちで、五万に満たない、四万から五万未満のものが百十五、三万から四万のものが百七十ということです、五万未満のものが全国に半分以上の二百八十五もそういう市がそのままになつておつて、しかも最近の人口移動の結果、三万を切つた市すらで、五万に満たないけれども、強く市になりたいという希望のある個所もあるようありますので、私は、さておるといふ、そういう現状からいたしますと、しかもまた、全国で七県で十四ヵ所等が五万に達しないけれども、強く市になりたいと思うのですけれども、大臣の御所見をひとつ……。

○政府委員(佐久間謹君) 御指摘になりました昭和二十九年の地方自治法の一部を改正する法律の附則第二項第二号の規定でございますが、これはいたしまして地方制度調査会の答申が出ておりまして、人口三万を五万に引き上げるようになります。しかし、その昭和二十九年の際、すでに都道府県知事が全県的な合併計画を定めておりまして、その内容が、合併によつて市になるというこ

とを予定いたしておりましたものにつきましては、経過措置といつてしまして、なお従前の三万で差しつかえないという規定にいたしておつたので

ますところも、現在におきましてはほとんどなくなつております。私どもが聞いておりますところは、一ヵ所だけなおその規定によつて合併の動きがあるところがござりますのでありますが、そのほかのところにつきましては、すでにそういうところがなくなつておりますので、その経過規定をこれ以上存置する必要もないということで、今回御提案申し上げました市町村の合併の特例に関する法律案におきましては、その経過規定を明年の三月三十一日限り廃止をしよう、こうしたことにしておるのでございます。お説のように、人口四万をこえまして、その後の状況によつて市となりたいという希望が出ておりますところを承知をいたしておりますが、ただいま申し上げましたように、地方制度調査会で御審議になり、その答申を受けて、当時政府として改正をした経過がござりますので、私どもといつしましては、この際、人口要件を、五万を四万に改めるという考えは持つてないのです。

○國務大臣（吉武恵市君）　ただいまの御質問の点は、もつともな点だとも思います。ちょうど当初合併を計画いたしましたところから、だんだんと情勢が変わりまして、御指摘のようにな都市集中の傾向がございまして、五万以上のところも減つておるところが御指摘のようになります。まあ私どもとしては、今日の状況でございまするので、地方団体の区域等もできるだけ合併して、合理化と申しますが、進めていきたいという趣旨から、一般市町村合併を行ない、その後、各地域からも御要望がございまして、せんたつてのよう非常に計画的に、促進的にということではございませんけれども、御要望の線に沿うてそらしでやりやすくして、合理化といいますか、合併ができるようなどいう趣旨でやつております。それで、私どもとしては、その市の大体の人口を五万から下げていくということよりも、現在五万から下がつていいようなところも、なお、さらに合併ができるれば合併をしていただきたい、少しでも広範

りました合併の経過を見ますと、たいへんその合理化といいますか、よくなつております。職員やその他の方は、仕事がだんだんふえてきておりますから、実際の数字としては必ずしも減つてはおりませんけれども、しかし、内容的にはずっとよくなつておりますことで、それで今回の提案に際しましては、そういうことで五万という点を減らしましたが、その点をひとつ御了承賜わりまして……。この合併というのは、そう簡単に人口だけで無理やりに合併というわけにもいかない、地理的な歴史的な関係もござりまするけれども、できればなお拡大をしていただき、五万を保持できればというところでござります。御了承いただきたいと思います。

口要件だけが問題じゃありませんけれども、その他いろいろの条件がありますが、そのことによって意欲的な計画が認められないということを困つておる地域もあるわけでありますので、ケース・バイ・ケースといいますか、もちろんそういう他の条件等についても慎重に検討、指導されなければならぬと思いますけれども、私は、広域行政を積極的に推進するという立場で、もう一ぺんこれをひとつ考えてもらいたいと、こういうふうに思うわけです。

○國務大臣(吉武恵市君) 御趣旨の点はごもっともの点もあるよう見受けますけれども、先ほど申し上げましたように、実態はそういうふうな傾向もありますが、まあできればそれを積極的にもつと広げて五万にしたいという意欲からこういうふうな提案をしたようなわけでございまして、御了承いただきたいと思います。

○和田鶴一君 ただいま大臣がおっしゃるようには、さらにその付近の町を合併して、できれば五万以上にしたいということもわかりますが、地形とかいろいろな関係で、いきなりもう一つそれ以外のものを合わせると、非常に困難な面も多々あるわけであります。非常にむずかしい実態でございますから、そういうことにこだわりなく、私は、四万余りあれば、ひとつそいつを取り上げて、また、市になつたということで非常に開発意欲に燃えてどんどん人口の移動も起こり、栄えておる場所も現実にあるわけですから、そういうふうなことを勘案して、何も私はこれにこだわる必要はないと思う。できればひとつ合併して、たしたりいいじやないかということは、なかなか地域的に見て、そう簡単にいかない面があるわけでございます。そこで、そういうことを何年も先に実現させることによると、むしろ現状においてそういう意欲に燃えているところを取り上げてやるんだといふ、私はそういう考え方のほうが広域行政を積極的に推進する立場から大切じやないかと思います。

○國務大臣(吉武憲市君) 御趣旨の点は私も考へるべきところがあるように思いますが、先ほど申しましたように、政府といいたしましては、できるだけもつと大きくしたいということから五万にした点を申し上げたのでございまして、その点をひとつ御了承を賜りたいと思っておる次第でございます。

併して五万以上にしたい、それがなかなかむずかしいところもある、地域的に考えまして。町村合併を私もやりましたけれども、非常に苦労いたしました。それで、やつとその付近の一・二・三の市が寄つて市になりたいというときに、さらになつちもくつつけたいということわかるんですよ。それがなかなかむずかしいということのためには、せつから四万あるならやつていけるというやつが、何年か先に、あるいは永久にというよような状態になるといふことを考えると、私は、こだわる必要はないと思う、実態に合わせて取り上げていくほうがいいんじやないかと、そういうふうに思ふんです。

して申し上げておるわけござりますが、政府といたしましては、いま申しましたように、できるだけ大きくしたいというところで、実情の点などざいますけれども、五万にしておることでござりまするので、ひとつあしからず御了承をいただきたいと思います。

○和田鶴一君 実態に即して処置していただきたいと思ひます。

○井川伊平君 どうして今まで五万以下の市があつても大きな支障はなかつたのに、今回はしゃにむに五万の線に上げていかにやらぬという非常に強い理由は、一体何なんですか。実は今日でも先ほどのお話をのように五万以下の市はたくさんあるし、今回これをこしらえて五万以下の市をなくすることはできない、半分以上も五万以下の市があるわけです。そういうものを設けるには、設

要が全然なくなつたというのかどうか。なお、私はつけ加えて申し上げますと、五万以下ではありますても、市になるために急に人口があふえていく、工場が誘致され、人口が大都市に集中するのを阻止される、それから市になつたために文化機関、そういうものがその地方に集まつてきて、その地方の文化を高めていく。こういよいよに商業なり文化なりが平均化しようとするには、やはり市にしてやることが必要ではなかろうかと考えます。それをしゃにむに、今回は五万の線から絶対下る。それが半分以下だということになると、おかしいじゃないですか。どうですか、納得しにくいですよ。

○政府委員(佐久間彌君) 五万にいたしましたのは今回ではありませんで、昭和二十九年に三万五千に引き上げたのでござります。そのときの理由は、先ほど申しましたが、地方制度調査会からそういう答申が前年出ておつたのでござります。さらにつけ加えますと、その前、昭和二十五年に地方行政調査委員会議の勧告におきましても、三万を五万に引き上げるということがあつたのです。ざいまして、それを受けまして一九九年に三万を五万に引き上げたのでございます。なぜ地方制度調査会あるいは地方行政調査委員会議からそのようないくつかの勧告なり答申があつたかと申しますと、事務の再分配をいたしまして、市町村に相当多くの事務をおろしていく、しかしその場合におきましては、町村につきましてはなかなかそういうのがないのですが、市には町村と違つて、おろせるものはなるべく市と申しておりますのは、ほんとうの市街地だけで、周辺の農村部は入れないところが多かつたのも、町村につきましてはなかなかそういうのがないのです。おおまた、従来は村部も包含するということになりまするといふ

要が全然なくなつたといふのかどうか。なお私はつけ加えて申し上げますと、五万以下であつても、市になるために急に人口があふえていく、工場が誘致されて人口が大都市に集中するのを阻止される、それから市になつたために文化機関、そういうものがその地方に集まつてきて、その地方の文化を高めていく。こういうように商業なり文化なりが平均化しようとするには、やはり市にしてやることが必要ではなかろうかと考へます。それをしやむに今は五万の線から絶対に上げぬのだと言つてはいる。しかし、それは全部が全部そうなつてゐるかといふと、そうではない、それが半分以下だということになると、おかしいぢやないですか。どうですか、納得しにくいですよ。

○政府委員(佐久間彌君) 五万にいたしましたのは今回でございませんで、昭和二十九年に三万五千に引き上げたのでござります。そのときの理由は先ほど申しましたが、地方制度調査会からさらにつけ加えますと、その前、昭和二十五年に地方行政調査委員会議の勧告におきまして、三

うと私も考へる。だけれども、その多いほどいきめた。それは都市の人口は多いほどいだらうと私も考へる。だけれども、その多いほどい考へは、市町村を合併する便宜のその効果には及ばない。だから、市町村合併でやるというのなら、五万以下三万以上でいいんだと……。だから、五万以上がいいんだといふ、そのいいといふのは、いいのは間違いないとしても、その効果たるや、きわめて小さいものだ。町村合併が犠牲になる。町村合併をやめても五万にしようと、ほど大きな効果をねらってはしない。町村合併ができるなんならば五万以下でもいいんだといふのですから、町村合併のねらっている効果に比べれば、それより非常に低い効果だ。二十九年に認められておつた、今日はそれが認められないほどに、五万にしなければならぬという非常に大きな脳みができたかどうかということですね。私はそ

と、やはり中心になる市街地の状況等を考えますと、三万を五万に引き上げることがいいといふうなことが、調査会の論議にもあつたやに記憶いたしております。で、今回の法案に入つておりますのは、二十九年に三万を五万に引き上げました際に、その当時すでに市の申請中のものでござりますとか、あるいは知事が全県の町村合併の計画を定めておりまして、その計画の中で合併によって市になるということを予定いたしておりましたものの、そういうものにつきましては、なお従前の例によるという経過規定があつたわけでございまして、その経過規定の対象となりますところは、今日まで大体市になるべきものはなつておりますて、現在全国でその対象に該当するもので動きのありますものは、私ども承知いたしておるのは一力所でございます。そこで、その一力所も、早急に合併するような動きに聞いておりますので、明年の三月三十一日まで余裕を置きまして、そこでその二十九年のときの経過規定を廃止をいたそうかような考え方ございまして、この際、新しく三万を五万に引き上げるというような改正をいたそ
うというわけではないのでござります。

そういうことを考えてみれば、日本全国には、五万にはならぬけれども、この際、思い切つて町村合併、これから始めてでも市にしたいといふ、そしてその計画は五万にはならないけれども、五万以下ではあるけれども、合併が今後できるとすれば、大きないろいろの効果がねらえる、そういうところが相当あるのじゃないか。そういう点を十分に御研究になつておるかどうか。そういうことを研究しなくとも、そういうものはまあ研究してあつたところで、許さぬのだといったよくな、そういうきめ方かどうかですね。そこがよくのみ込めない。何も基本的に反対しようという気持ちじやないけれども、のみ込めない。何でそんなにこの際、今まで二十九年に町村合併させる利益のためには人口五万以下であつてもいいという程度のねらいであったのが、今度はそのねらいをばつと上に標準を上げねばならぬかという問題がのみ込めないです。

二つでも、少しでも合併していくことをうながすことがよいらしいという点もござります。したがつて、そんならば、少しでも合併すれば、それをも合併させないつたらどうかという意見もあらうかと思うのですけれども、まあ今日、広域行政の立場から見て、合併を、促進というわけではございませんけれども、させようという点は、御承知のように府県も合併といたる論議が出ているように、交通も発達し、昔とはだんだん違つて、広域行政の面が大きくあらわれてきましたから、したがつて、合併を促進するという意味から言へならば、一つでも、二つでもということよりも、この際、思い切つて大きい広域行政へ持つていく。まあ少しずつ段階を置きながらいくと、いう方法もございますけれども、しかし、できれば、人口五万よりもっと大きいぐらいの範囲の合併が、今日の交通状況から見れば——まあ抽象的な議論にはなりますけれども——できるのではないか。もしさういうふうにいくことが非常に能率的で、生計費の節約にも

と、市ではない町村の合併といふ場合と、多少趣が違うかと思います。また、ただいま大臣は、市といふもので、その地方の開発の中心になるようなものという意味におきましては、やはり少なくとも五万ぐらいの大きなものがなければといふ御趣旨のお話がございましたが、この今回の法律案は、別段に市をつくるるということをねらつておるわけではございませんので、普通の町村が合併いたします場合に、合併がやりやすいようにしてやろうという趣旨でございます。

なお、先生の御指摘のように、市になることによつてその団体が何と申しますか、一種の活気が出てきて、よけいその地域の開発が促進されるという効果があるということも、私どもも承知はいたしておりますけれども、今回の法律案は、市町村合併全般につきまして、自主的な機運がありますところを、やりやすいようにしてやろうというのが趣旨でござりまするので、別段市をつくることを、これによつて大いに促進をしようということを趣旨ではございません。

○斎藤昇君 ひとつ参考に承つておきますが、市の規模を三万から五万に引き上げられた理由を、先ほどお話をありました、承りましたが、そこで、事務を配分するには、やはり市は五万以上あるものを対象にして、そうしてそれくらいの能力のあるものに、できるだけ事務を委譲していくといふ、そういう考え方からこれは大体五万に引き上げた、こういうお話でございましたが、現実の市の状態を見ると、五万以下が約半数近くあるようでございます。で、今後これらの市は五万以上に人口を増加していく見込みがあるのかどうか、合併によつてそういう五万以下の市をだんだんなくしていくこう、そういう指導をやり、そしてその指導が効果を奏すると、こう考えておられるか。最近の日本の経済の変化から考へると、やはり大都市へ人口が集中して、そして中小都市以下はだんだんと人口が減つていくというのが趨勢であつて、これはどうでいいとめられないのじやないか、そしたら、現在半数近くある五万以下の市が、さら

にもうとふえていくんじゃないのか。自治省では五万以上の市を頭に描いて、そうして事務の配分は考へられても、実情は負担にたえないような事務の配分になつていきはしないか、むしろそうであれば、五万以上の市と五万以下の市ぐらいは分けられて事務の配分を考えるか、あるいは事務の配分は四万以上あればたえられるというところを頭に描いて事務の配分を考えられるかされないと、二三十年に考へられた、今後市というものを五万以上にして、そうしてそれになえた得るような事務の配分を考えていこうと思つても、実情はそれに合わなくなつてゐるし、また、今後も合わなくなつていくんじゃないのか、そこらで一へん五万といふ基準を考へ直されないと、実情に合つた、町村の負担にたえるような事務の委譲ということができるなくなつてくる、あるいはやつたのも実情に合わなくて非常に困つた状態に市を追い込んでおるということになりますが、それについてどういうふうにお考へでしようか。

いう数字に絶対の合理性があると私どもも思つておりませんけれども、せつかくまあ本則を五万といふたてまえにいたしまして、経過的にそれ以下のものを認めておりましたその経過措置について、しかも該当のものが一ヵ所ぐらゐしかないといふ状況になりましたならば、経過措置を廢止して、本則でものを考えていくということに対することが当然ではなかろうか、かような考え方方に立つたわけでござります。しかし、今後社会、経済その他変化によりまして、実態がそれに著しく合わなくなるというようなことがござりますれば、わたくしのところは、先ほど申しましたよな考え方方に立つて御提案を申し上げた次第でございます。

大都市に集中する勢いは、そろ減るとは私は思わない。中小都市のほうの人口がふえていく、合併以外においてはふえていくとは、とうてい考えられない。私はそういう日本の経済機構に突入しつつあると、こう思うのですがね。自治省はそういう点をどう考えておられるでしようか。

○政府委員(佐久間彌君) 漢勢といたしまして、大都市に人口が集中をし、地方におきましては減少していくということは、私どもも理解ができるのでござります。ただ、問題は、地方制度の上でも市といふものをどう考えるかということでございまするが、私どもといたしましては、やはり市町村優先主義で、市町村に相当事務をおろす、しかし、実際問題といたしまして、市町村の中が相当能力のあるところでございませんと、そう事務をおろすわけにもいきません。そこで、やはり市と町村となる程度区別をいたしまして、市には現在よりももう少し事務をおろしていくという方向で検討をしてまいりたいという基本の考え方方は正しいのではないかろうか。実際問題といたしまして、実はほんとうの市といたしまして、相当な行政上の責任にたえ得るということから考えてみます。というと、あるいは五万よりもっと上げるべきじゃないかという意見もないわけではございません。しかし、一方また、先生のおっしゃいますように、現実に五万未満の市が相当あるわけでござりまするし、それらのものを考えてみますといふと、そぞ市に事務をおろすといいましても、すべての市にそぞ多くの事務がおろせるとも考えてはおりませんけれども、ただ、市の合併のために市をどんどんふやしてもいいだらうというような考え方方は、もう私どもとしてはとりたくはないという考え方を持つておるわけでござります。

○齋藤昇君 私の申し上げるのは、もうそれなら五万以下の市にたえられるような、そういう事務のおろし方、そういう市の仕事のしかたといふものと、それから五万以上があるいは七万以上か知りませんが、今まで頭に描いておられた、この程度までできるだけ事務をおろしていきたい、そ

れにたえ得るのは五万以上か六万以上か七万以上か
上か知りませんが、それと二つくらいに分けて考
えないと、現実がもう半分以上が五万を割ってお
るのに、それを五万以上の市ならたえられるだら
うと考えて事務をそれにおろしていきたいと考
るならば、おろされたほうは非常な迷惑なことと
なるだろうし、現実に合わないことになるのじゃ
なかろうかと思います。だから私は、二つや三つ
や四つあるいは今度市になりたいという場合に、
それをチェックしておいて、そうして五万未満の
市がたくさんあるのにチェックしているというの
はナンセンスじゃないかと、こういうわけです。
もう答弁けつけますよ。

○井川伊平君 関連して。ちょっとお伺いします
が、現在二百八十五の五万以下の市があるとい
うが、その市の将来性をどう見ているかといふ点
ですよ。これはうちちゅうつておけば何年か後に五
万に追いつくという見解を持つのか、これは追つ
つけないという考え方を持つのか、このことが一つ
と。追つかないものがあるのだということから見
れば、その事務の配分の点で、それはどう取り
扱っていくのかという具体的な問題ですね。そこ
で、斎藤さんのおつしやるよう、市と申しまし
ても、いろいろござるから、この程度のものとこの程
度のものと区別して、その事務の配分の点に心す
べきではないかという考えも出てくるわけです。
そういうふうな配慮をしないなら、その五万以下
の市は、二百八十五の市は、いつ五万になるとい
う見込みを持つのか。もしそれがなかなかなれな
いといふことになると、とんでもない迷惑をこう
むる市が、二百八十五というものが残ってきます
よ。そこらあたりどうなさるお考えですか。

○政府委員(佐久間彌君) 五万未満の市の中で、
将来これがどう変わつていくかということにつき
ましては、私どもそう格別検討をいたしましたこと
もございませんけれども、まあ常識的に考えてみ
ますといふと、大都市圏辺にござりまする五万未
満の市といふものは、これは早晚五万をこえてい
くことにならうと思いまするし、それから、いわ

ゆる後進地域といわれるようなどころにございま
す市は、むしろ減少の傾向にあるといふところも
相当出てこよいかとは存しております。で、その
ような場合に、一体事務分配上何か考慮が必要
はり最低は五万程度はあるという前提で計画をい
たしまして、その上でそれ未満のところはどうし
てもそれが処理できないものについては、何か特
別な措置も考えていく。考え方といたしまして
は、そういうことしていくべきではなかろうかと、
かように思つておるわけでございます。

○井川伊平君 いまのお答えによりますと、五万
以下の二百八十五といふものは、いつ五万に迫つ
つくかという見通しはわからない。研究をしてな
いというお話をですね。そうしてそしした情勢のも
とにおいては、事務分配については必ずしも大き
な市とそういう市との間を同一の取り扱いをする
とは限らぬで、考慮しなくちゃならぬと思うとおつ
しやるのでしょうか。そういう考慮の上に立てば、
その後できるものは、大きいほうの市の事務配
分のほうに全部入れるのだと、そうきめなくていい
のじやないか、第二のほうに入ってきたつてい
いじやないか。言いかえれば、五万以下の市がで
きてきたって事務分配については、現在ある小さ
い市もその網に入れてやつて、ついていけるもの
ならないじやないかと、こういう考え方はしませ
んかね。

○政府委員(佐久間彌君) 先生のおっしゃります意
味もよくわかりますが、ただ、私どもたてまえと
いたしましては、最低五万程度の能力あるといふ
前提で原則を考えてしまひたい。そうしてもちろ
ん行政能力、地方財政能力といふものは、人口だ
けできまるわけでもございませんから、五万未満
の市でも、現在ありますものについては相当それに
たえ得るであろうと思ひます。が、いろいろな事
情からして、どうしてもたえ得ないものにつきま
しては、若干例外の道も考える必要もあるのでは

なかろうか。しかし、初めからおっしゃいますように五万以下と五万以上と、市に二つの段階があるという前提でものを考えるということは、私は考えたくない、かのように考えておるわけござい

と、当初合併計画のあったものは、なお従前の規定によるとということで、かなり長い時間を置いた。そしてあと一ヵ所くらいしか残ってないと、こういうお話をすから、そういう点は十分時を考えておるということだけれども、実態が変化して、当初の計画がなかつたけれども、最近になつてそろすることのほうがいいというところは教われないわけでしよう、そういうふうに事務的に片づけられたら。それで、もつと大きくして、五万以上にすればいいという大臣の話、それもよくわかるけれども、なかなか現場で合併推進委員をやつた者の立場から言うと、感情とか、いま、はやりのムードといふものが非常に作用するわけですよ。そこでも問題になつたのは、役場の位置をどこにするかとかいうよくなことが合併の非常な問題になつている。それが話し合つてやつとでていく。ところが、四万以上になるものが市になりたいと、しかしもう一つ合わせて五万以上になると、またそういう問題がからんてきて、なかなかやれないと。しかも、市ということで非常に前進ムードがわいてきて、合併の効果がわりあいに期待できるということが現実にあるのに、どういう規定のためにやられないということ。それがらいまお話をのように、市をたくさんつくるための法律ではないのだと、それはよくわかる。別に市をたくさんつくってくれといふことも言えない、僕らも言つていない。そこで、市になるのだといふことで数カ町村が寄つて、さらに大きな飛躍が期待できるし、現実にやっていけるのだという状態があるのにもかかわらず、五万以上ということにしほられるためにそれができない。しかも、現実に二百八十五も五万未満の市があつて、しかも四万未満の市が百七十もあるのだ。そういう実態

があるのに、なぜ五万にこだわらなければならぬのかといふことの僕は意味がわからない。それから二十九年に五万になつて、今日まで十年あつて意見がなかつたということを逆に解せば、十年たつた今日、二百八十五の五万以下の市がそのままあるのに、いまお答えのように、将来について五万という基準をきめながら、それがどうなつていくかといふことの研究も検討も加えてみたことは、一体基準をきめたら、実態がどうなるかと、そんなことはそれをそのままほうつておいていいかということなんですよ。しかも、こういう動いていく実態で、合併といふのは、その地域の繁栄をはかつて何とか措置しようといふことなんでしょうね。だから私はどうも局長の説明はふに落ちないな、そういう事務的に処理しようといふことは、あなた方が、現場で町村の合併委員となつて部落の常会を開いたり、あつちこつち回つたりするそのときの気分や感情がわからないのだよ。僕らは現場でそれをやつてきた経験があるから、そこにこれだけ寄つて四万以上になるなら、これで市となつたらさらには飛躍できるなどいう熱願しているその地域の者に、ただその事務的なものだけでだめなんだと言うことは、あまりに合併ということについて——市をつくるといふことじゃないですかよ——さらに飛躍というものをその市をつくることによつてムードがわいてくる、大きな希望もわいてくるのだということに対し、少し考え方があるだらうと思うのですね。それがまあどうも方があくわからぬ。実感があなた方が把握てきてないと思う、現場の。

○政府委員(佐久間彌君) その当時の改正について私直接担当いたしておりませんでしたので、まことに正確なことは申上げかねますが、当時すでに三万程度の市も相当ありましたことは事実でございますが、「法律がそりだよ、三万でよかつた」と呼ぶ者あり) 地方制度調査会あるいは地方政府行政調査委員会議の答申なり勧告が出ましたので、それを受けまして本則を五万に引き上げるということにいたしまして、そのときの経過措置として先ほど申し上げたようなことを設けたわけございますが、大体当時の考え方といてしまって、車というに値するだけの市街地を持ったものは一とおりもうそれで市になつたと見ていいんじゃないのか、あとはその市の内容を充実させていくといふようなことで、自後は十分能力を持たない市といふものを持つていくことをチェックしていく、こういう趣旨が当時あったと思うのですが。

○松本賢一君 全国的に自治省のほうではある程度つかんでおられると思うのですけれども、今後五万以上の都市が、大都市周辺とか、それから新産都市、工特法による地域、ああいうもの以外にはほとんどないんじゃないかと思うのです、もちろん市になるようなところが。これはどうなんですか。

○政府委員(佐久間彌君) 私も全国的に見てみますと、今後新しく人口五万になって市にならるといふようなところは、大都市周辺か、おつしゃいましたような新産都市の地域、工特の地域以外にはあまりないんじゃないかというふうに存じます。

○松本賢一君 ところが、先ほど来諸先生方から質問が出ておるところから私が想像するんですけどが、あちらこちらにちよいちよいあの際、法律改正になる前に、市にしておけばよかつたが、いまとなつてはなかなかこんな法律ができるために市になれぬじゃないかと。何となくほかは市になつてしまつてきているのに、うちのほうはあれより大き

な市になる力があるのに、法律改正がされたためにできなくなつちゃつてといふ住民の不満ですね、そういうものが確かにあるんじないかと思ふんですよ。そういう点をやっぱりこれは何とかして解決するという、不満を解消するという方法だけは考え方かなきならぬと思うんですがね、これはまあいまの新産都市だと大都市周辺だととかといふようなところは、人口もふえてくる可能性がありますし、二、三年待てば五万になるだらうといふ望みもあるけれども、そういう望みもいまのところない、しかもほかの市をつくつたところよりも、うちのほうがもっと大きい市になれるんだといふようなところが現実にあると思うんですね。そういうのは、やっぱり何とか住民の不満を解消する方法を見出してやらなければいかねと思うのですが、そういう点どうでしようか。

○政府委員(佐久間謙吾) 地方の実情といたしましては、御指摘のようなことがあらうかと思います。ただ、今回の法律案は、市町村が合併をいたします場合に、合併の障害になるような事項を排除して、やりやすいようにしてやろうという趣旨で立案をいたしておりますのでござりますから、市の人口要件をどうこうということを格別検討いたしまして御提案申し上げたわけでございません。もちろん人口要件につきましては、従来どおりのたてまえに何も触れていない。ただ、先ほど申しましたような二十九年のときには設けておりました絶過規定が、ほとんど存置の意味がなくなりましたので、この法律であわせて整理をしようといひだすことかといふようなことを考えた上で御提案申し上げて御審議をいただこうといふ趣旨の法案ではないわけでございます。もし市の人口要件を根本的にどうするかといふことになりますといふと、これはまあ私ども三万を五万に引き上げました経過にかんがみまして、地方制度調査会等の御審議をいただいて慎重に検討すべきものではな

かちうかといふがうでたえでおるわけぢやないですか。

○松本賢一君 これはいまそこで扱つておる法律と直接関係のある問題ではないと思うのですけれども、こういう問題が出来ましたから私も聞いてみようと思つておるわけです。ですから、地方自治法を改正しなければならぬということになるわけですね、それを変えるためには。そうすると、いま局長さん言われたように、地方制度調査会といふようなものの答申を求める、こういう必要があるうと思うわけなんですが、しかし、一方現実にそういう不満を抱いておる地方があつちこつちにあると思うのですよ。ですから、それを解消する何らかの方法というものは考えるべきじゃないかと思うのです。それを地方制度調査会に考えていてただくという方法をあらうと思いますし、何らかの方法を講じて——いまの法律をしゃくし定本に考えてしまふと、につちもさつちもいかないといふ場合もあるうと思いますので、そういう点、いまここで御答弁をもらひうることよりも、ひとつこの際、そういうふうな御注意をお願いしたいと思うわけです。

標準の市といふものはどういものだ、こういう問題をはつきりさせていただきないと、やはり手続法でござりますというだけの御答弁では、うなづけなくなるわけなんですよ。これは資料として今後の審議の上にちよだいたいと思うのですけれども、自治省で考えておる標準の市なり標準の町村といふものは一体どういう内容を持ったものを想定をされておるのですか、これをひとつお出しをいただきたい。

それから今までの町村合併を進めてきて、ここでさらに促進をさせなければならないという場合、いままでの町村合併のプラス面、マイナス面をここらで十分検討する必要があると思う。特にこの法案を提出されなければならぬ問題点といふのは一体どことなつか、これも具体的にはまだ説明がなされていないよう思いますので、これを資料としてお出しいただきたいわけでございます。

それから、先ほど他の委員の方も御指摘になりましたように、非常にトラブルが多くつたのですね。特に県境を越えての合併では大きな問題があつたわけですね。で、対立抗争の深かつた地域の抗争原因といふのは一休どういうことであつたのか。それから現況はどう取りまとめが行なわれておるか。これもこの際ぜひ知りたいわけです。

それから、合併はしたけれども住民のために必ずしも利益になつておらなかつた。合併の促進について政府が約束してくれたことが、あまりはつきり行なわれておらないといふ不満も数多く私ども聞くわけです。最初の合併促進法のときから政府機関が協力をして約束した幾つかの問題点がござります。具体的に言うならば、国有山林原野の払い下げとか、あるいは郵便、電話といいますか、こういふものの区域の統一といつたよしなものは、どういう経過をたどつておるか、こういう点をひとつ資料としてお聞かせを願いたいわけです。

それから、こういう地域は合併させなければならないという問題点は何も提示されておりません。幾つかの合併ができる飛び地になつてしまつ

たところがある。郡から飛び地になったところがある。それから一郡一町なんといふところもある。選挙の話で恐縮ですが、県会議員の選舉になると、A市B市C市というのを通つて自分の郡に行かなければならぬといふところもある。こういうような飛び地みたいなところは、今度の合併の対象としては考えられぬところと思うのです。ただ、地域で合併を望むところに便宜を与えると、いうだけであるならば、人口四万で市にするということよりも合理性がないということにならないわけです。地域の希望で合併を進めるためにこの法案を出すというならば、四万で市になりたいといふことによって、それで合併が進むというならば、そういう特例法をつくればいい。そういう点がはなはだ私にはまだ明瞭ではございませんので、資料としてお出しをいただきたいと思います。その資料を拝見をいたしまして質問をいたしたいと思います。委員長のほうにおきましてもよろしくお願ひいたします。

うのがありましたね。その間にできた市の数、これはいますぐでなくてもよろしくあります。ちよつとあとでもいいから、お調べいただきたいと思います。あとでいいから、加瀬先生の要求された資料をお出しになるときだけこうでござりますから。

○委員長(天坊裕彦君) 本案についての本日の審査はこの程度にいたします。次回は三月二日火曜日午前十時に開会予定でございます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十五分散会

二月二十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、道路交通法の一部を改正する法律案

二、道路交通法の一部を改正する法律案

第三条 道路交通法の一部を改正する法律案

第一条 道路交通法(昭和三十五年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十四条—第七十一条」を「第六十四条—第七十七条の二」に、「第七十四条—第七十五条」を「第七十四条—第七十五条」に改める。

第二条第十一号中「小児用の車」を「身体障害者用の車いす及び小児用の車」に改める。

第三条の見出し中「等」を削り、同条第一項中「自動三輪車」を削り、同条第二項を削る。

第四条第二項中「小児用の車」を「身体障害者用の車いす及び小児用の車」に改める。

第六十七条规定及び第七十一条中「第八十五条第三項」を「第八十五条第五項」に改める。

第四章第一節中第七十二条の次に次の二条を加える。

(自動二輪車の運転者の遵守事項)

第七十二条の二 自動二輪車の運転者は、政令で定める道路の区間においては、乗車用ヘルメットをかぶらないで自動二輪車を運転し、又は乗車用ヘルメットをかぶらない者を乗車

Digitized by srujanika@gmail.com

させて自動二輪車を運転してはならない。

2 自動二輪車（側車付きのものを除く。以下この項において同じ。）の運転者は、高速自動車国道及び公安委員会が指定した自動車専用道路においては、運転者以外の者を乗車させて自動二輪車を運転してはならない。

第七十四条の次に次の二条を加える。
 (安全運転管理者)

第七十四条の二 自動車の使用者（道路運送法の規定による自動車運送事業者及び通運事業法（昭和二十四年法律第二百四十一号）の規定による通運事業者を除く。以下この条において同じ。）は、自動車の安全な運転に必要な業務（自動車の装置の整備に関する業務を除く。）を行なわせるため、総理府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の管理の経験その他について総理府令で定める要件を備える者のうちから、安全運転管理者を選任しなければならない。

2 自動車の使用者は、安全運転管理者を選任したときは、選任した日から十五日以内に、総理府令で定める事項を当該自動車の使用的本拠の位置を管轄する公安委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3 公安委員会は、安公運転管理者が次条第一項、第二項又は第三項の規定に違反したときは、自動車の使用者に対し、当該安全運転管理者の解任を命ずることができる。

4 公安委員会は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該自動車の使用者及び安全運転管理者に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時及び場所並びに当該処分をしよる。

第八十四条第三項中、「自動三輪車免許（以下「三輪免許」という。）」を削り、「第一種原動機付自転車免許（以下「第一種原付免許」という。）及び第二種原動機付自転車免許（以下「第二種原付免許」という。）」を「原動機付自転車免許（以下「原付免許」という。）及び牽引免許」に、「九種類」を「八種類」に改め、同条第四項中「自動三輪車第二種免許（以下「三輪第二種免許」という。）」を「牽引第二種免許」に改める。

うとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えないればならない。

(罰則) 第一項及び第三項については第一百二十条第一項第十一号の四、第一百二十三条第二項については第一百一十二条第一項第九号の二、第一百二十三条

第七十五条第一項及び第二項中「車両等の運行を直接管理する地位にある者」を「前条第一項の安全運転管理者その他の車両等の運行を直接管理する地位にある者」に改め、同条第三項中「大型自動車の運行を直接管理する地位にある者」を

「前条第一項の安全運転管理者で大型自動車の安全な運転に必要な業務を行なっているものその他大型自動車の運行を直接管理する地位にある者」に、「第八十五条第三項」を「第八十五条第五項」に改め、同条に次の二項を加える。

4 車両等の運行を直接管理する地位にある者（前条第一項の安全運転管理者を除く。）が前二項の規定に違反した場合において、その者を雇用する者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、通運事業法の規定による通運事業者又は軌道法の規定による軌道の事業者であるときは、公安委員会は、当該事業を監督する行政庁に対し、当該違反の内容を通知するものとする。

第七十五条の付記中「第一百十九条」を「第一項から第三項までについては第一百十九条」に改め

改め、同条第二項中「第一種免許を受けた者」を「前項の表」を「同表」に改め、同項の表を次のように改める。

第一種免許の種類 運転することができる自動車等の種類

第一種免許		普通自動車	軽自動車	二輪免許
大型	特殊	普通自動車、軽自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車	普通自動車	普通自動車
普通	免許	軽自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車	普通自動車	普通自動車
大型	特殊免許	小型特殊自動車及び原動機付自転車	普通自動車	普通自動車
二輪	免許	小型特殊自動車及び原動機付自転車	普通自動車	普通自動車

第八十五条第三項中「大型特殊免許若しくは三輪免許」を「若しくは大型特殊免許」に、「前二項を第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第四項を削り、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 牽引するための構造及び装置を有する大型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車（以下「牽引自動車」という。）によつて、牽引されるための構造及び装置を有する車両で車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号の車両総重量をいう。）が七百五十キログラムをこえるもの（以下「重被牽引車」という。）を牽引して当該牽引自動車を運転しようとする者は、当該牽引自動車に係る免許（仮免許を除く。）のほか、牽引免許を受けなければならない。

4 牽引免許を受けた者で、大型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許を現に受けているものは、これらの免許によつて運転することができる牽引自動車によつて重被牽引車を牽引して当該牽引自動車を運転することができる。

第八十五条に次の二項を加える。

6 第一種免許を受けた者は、第一項の規定により運転することができる自動車又は第四項の規定により牽引自動車によつて重被牽引車を牽引して当該牽引自動車を運転することができる場合における当該重被牽引車が道路運送法第三条第二項第一号、第二号若しくは第三号若しくは同条第三号に掲げる旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）の用に供される自動車（以下「旅客自動車」という。）又は旅客自動車運送事業の用に供される重被牽引車（以下「旅客用車両」という。）であるときは、第二項及び第四項の規定にかかるらず、当該旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、当該旅客自動車を運転し、又は牽引自動車によつて当該旅客用

車両を牽引して当該牽引自動車を運転することはできない。第八十五条の付記中「第三項」を「第五項」に改める。

第八十九条第一項の表中

大型特殊自動車
大型特殊第一種免許
大型特殊第二種免許

に、「前項の表」を「同表」に改め、同条に次の二項を加える。

4 3
車引自動車によつて旅客用車両を主たる旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で牽引して当該牽引自動車を運転しようとする者は、当刻牽引自動車に係る免許（仮免許を除く。）のかか、牽引第二種免許を受けなければならぬ。

二種免許又は大型特殊免許を取る所に於てして、これら二種の免許によって運転することができる牽引自動車によつて旅客用車両を当該旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で牽引して当該牽引自動車を運転することができるほか、これらの免許によつて運転することができる牽引自動車によつて重被牽引車を牽引して当該牽引自動車を運転することができる。

第九十六条第一項第一号中「三十二歳」を「牽引第一種免許以外の第二種免許の運転免許試験については、二十一歳」に、「大型特殊免許又は三輪免許」を「又は大型特殊免許」に、「受けており」を「受けている者に該当」に改め、「(第九十条第三項又は第百三条第二項第一号、第三号若しくは第四項の規定により該当免許)の効力が停止されている場合を除く。」を削り、同項第一号中「(第九十条第三項又は第百三条第二項第一号、第三号若しくは第四項の規定により該当免許)の効力が停止されている場合を除く。」を「(第九十条第三項又は第百三条第二項第一号、第三号若しくは第四項の規定により該当免許)の効力が停止されている場合を除く。」に改めた。

第三項又は第四項第一号、第二号、第三号若しくは第四項の規定による三種免許の交付が停止されている者を除く。」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。
二 索引第二種免許の運転免許試験については、二十一歳以上の者で、大型免許、普通免許又は

第九十六条 中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。
2 大型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二免許を現に受けている者でなければ、^{輸入}牽引免許の運転免許試験を受けることができない。第九十六条に次の二項を加える。

第二項及び前項各号に規定する免許を既に受けている者は、第九十条第三項又は第一百三十三条第一項第二号若しくは第三号若しくは第四項の規定により当該免許の効力が停止されている者を含まないものとする。

第九十七条第一項中「軽免許、第一種原付免許及び」を削り、「第一種原付免許」を「原付免許」に改め、「及び第三号」の下に「牽引免許の運転免許試験にあつては第一号、第一号及び第四号」を加える。

第一百六条の見出しを「(国家公安委員会への報告)」に改め、同条前段を次のように改める。

第三項、第一百条第三項若しくは第二項若しくは第四項の規定による処分をしたとき、又は自動車等の運転者が自動車等の運転に関するこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反したとき（總理府令で定める場合に限る。）、その他自動車等の運転者について自動車等の運転に関する總理府令で定める事由が生じたときは、總理令で定める事項を國家公安委員会に報告しなければならない。

第三百一十九回
たゞし、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、旅客自動車を運転し、又は牽引自

第十四章 亂世之亂世

第一百十条中「全国的な幹線道路」の下に「(高速自動車国道を除く。)」を加え、同条に次の二項を加える。

自家分多量輸出する。而して重車自走に付けて、危険を防除し、その信頼性の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、公安委員会に対し、当該道路におけるこの法律の実施に関する事項について、一并提出する。

第一百二十二条第三項中「前一項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の項を加える。

の規定による講習を受けようとする者は、講習手数料を当該都道府県に納めなければならぬ。

第一百八十九条第一項第五号中「第三項」を「第五項」に改める。

第一百二十条第一項第十一号の三の次に次の二号を加える。
第一の四 第七十四条の二(安全運転義務)第一項の規定に並びて、
同一の事由による同一の罰金を科する場合に、

よる公安委員会の命令に従わなかつた者
第二百二十二条第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 第七十四条の一 (安全運転管理者) 第二項の規定に違反した者
第一百二十三条中「第十号、第十一号」の下に、「第十一号の四」を加え、「若しくは第八号」を、「第一

第一条 道路交通法の一部を次のように改正する。
第三条及び第五十九条第二項中「、輕自動車」を削る。

第八十四条第三項中、「軽自動車免許(以下「軽免許」という。)」を削り、「八種類」を「七種類」に改

第八十五条第一項の表中
一 軽自動車
一 軽免許
を削り、同条第二項の表中「軽自動車、及

び 軽免許 小型特殊自動車及び原動機付自転車 を削る。

十四条の規定に違反する行為とみなす。
(大型自動車免許等に関する特例)

第八十七条第一項中「普通自動車又は軽自動車」を「又は普通自動車」に改める。
第八十八条第一項第一号中「軽免許(軽自動車に係る仮免許を含む。)」を削る。

第一百七条の七第一項中「軽免許」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律中第一条及び附則の規定は公布の日から起算して三月を経過した日から、第二条の規定は同日から三年を経過した日から施行する。

(自動三輪車免許等に関する経過規定)

第二条 第一条の規定による改正前の道路交通法(以下「旧法」という。)の規定による運転免許で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる同条の規定による改正後の道路交通法(以下「新法」という。)の規定による運転免許とみなす。

旧法の規定による運転免許

新法の規定による運転免許

自動三輪車免許

普通自動車免許

第一種原動機付自転車免許

原動機付自転車免許

第二種原動機付自転車免許

自動二輪車免許

自動三輪車第二種免許

普通自動車二種免許

自動三輪車に係る仮運転免許

普通自動車に係る仮運転免許

2 第一条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧法の規定によつてした運転免許に係る処分又は手続で前項の表の上欄に掲げる運転免許に係るものは、新法の相当規定によりそれぞれ同表の下欄に掲げる運転免許に係る処分又は手続としてされたものとみなす。

3 第一条の規定の施行の際(以下「改正法の施行の際」という。)現に旧法の規定による自動三輪車免許、自動三輪車第二種免許若しくは自動三輪車に係る仮運転免許を受けている者又は施行日前にこれららの運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後にこれらの運転免許に相当する新法の規定による運転免許を受けた者が運転することができる普通自動車は、政令で定めるところにより公安委員会が行なう審査に合格するまでの間は、旧法の規定による自動三輪車に限るものとする。この場合において、十八歳未満の者は、十八歳に達するまでの間は、公安委員会が行なう審査を受けることができない。

4 改正法の施行の際現に旧法の規定による第二種原動機付自転車免許を受けている者又は施行日前に当該運転免許試験に合格したことにより同日以後に自動二輪車免許を受けた者が運転することができる自動二輪車は、政令で定めるところにより同日以後に自動二輪車免許を受けた者が運転することができる自動二輪車に限るものとする。

5 第三項に規定する者が同項の規定により運転することができる普通自動車以外の普通自動車を運転したとき、又は前項に規定する者が同項の規定により運転することができる自動二輪車以外の自動二輪車を運転したときは、その行為は、新法の規定(罰則を含む。)の適用については、新法第六

第三条 改正法の施行の際現に旧法の規定による運転免許(小型特殊自動車免許、第一種原動機付自転車免許、第二種原動機付自転車免許及び仮運転免許を除く。)を受けている者又は施行日前にこれらの運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後にこれらの運転免許若しくはこれらに相当する新法の規定による運転免許を受けた者は、当該運転免許を受けている間(道路交通法第九十条第三項又は第一百三条第二項若しくは第四項の規定により当該運転免許の効力が停止される間を除く。)は、新法の規定による軽自動車免許を受けたものとみなす。

(牽引免許等に関する特例)

第四条 改正法の施行の際大型特殊自動車で牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引するための構造及び装置を有し、かつ、もつばら牽引のために使用されるもの(以下「牽引車」という。)に係る旧法の規定による大型特殊自動車免許を現に受けている者又は施行日前に当該運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後に当該運転免許を受けた者は、新法の規定による大型特殊自動車免許及び牽引免許を受けたものとみなす。

2 改正法の施行の際牵引車に係る旧法の規定による大型特殊自動車第二種免許を現に受けている者又は施行日前に当該運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後に当該運転免許を受けた者は、新法の規定による大型自動車免許及び牽引第二種免許を受けたものとみなす。
3 改正法の施行の際旧法の規定による大型特殊自動車免許を除く。自動二輪車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許(牽引車に係る大型特殊自動車第二種免許を除く。)、自動三輪車免許、第二種免許を受けたものとみなす。
2 改正法の施行の際牵引車に係る大型特殊自動車第二種免許(牽引車に係る大型特殊自動車第二種免許を除く。)、自動二輪車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許(牽引車に係る大型特殊自動車第二種免許を除く。)を受けた者は、新法の規定による大型自動車免許及び牽引第二種免許を受けたものとみなす。
3 改正法の施行の際旧法の規定による大型自動車免許を受けている者又は施行日前にこれらの運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後にこれららの運転免許若しくはこれらに相当する新法の規定による運転免許を受けた者は、同日から六月間は、その者が牽引車によつて牽引されるための構造及び装置を有する車両で車両総重量(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四十条第三号の車両総重量をいう。)が七百五十キログラムをこえるものを牽引して当該牽引車を運転する場合を除き、牽引第二種免許を受けたものとみなす。

(三年経過後における軽自動車免許及び自動二輪車免許に関する経過規定)

第五条 施行日から三年を経過する際における運転免許で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる運転免許とみなす。

施行日から三年を経過した日前に従前の規定によつてした運転免許に係る処分又は手続で前項の表の上欄に掲げる運転免許に係るものは、三年後の新法の相当規定によりそれぞれ同表の下欄に掲げる運転免許に係る処分又は手続としてされたものとみなす。

3 施行日から三年を経過した日前にこれらの運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後にこれらを経過した日前にこれらの運転免許に係る運転免許を受けた者が運転することができる普通自動車は、政令で定めるところにより公安委員会が行なう審査に合格するまでの間は、従前の軽自動車に限るものとする。この場合において、十八歳未満の者は、十八歳に達するまでの間は、公安委員会が行なう審査を受けることができない。

4 前項に規定する者が同項の規定により運転することができる普通自動車以外の普通自動車を運転したときは、その行為は、三年後的新法の規定(罰則を含む)の適用については、同法第六十四条の規定に違反する行為とみなす。

5 附則第二条第三項に規定する者は、施行日から三年を経過した日以後は、同項前段及び同条第五項の規定にかかわらず、従前の軽自動車を運転することができる。

第六条 (駐車場法の一部改正) この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 (駐車場法(昭和三十二年法律第百六号))の一部を次のように改正する。

(駐車場法の一部改正) 第二条第四号中「及び二輪の軽自動車」及び「これらの」を削る。

二月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(衆)

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一百三十三条第二項各号列記以外の部分中「掛金」の下に「、國の負担金」を加え、同項第一号中「掛金百分の五十五」を「掛金百分の三十、國の負担金百分の二十」に改める。

第二百四十二条第二項の表のうち第一百三十三条第二項各号列記以外の部分の項中「及び地方公共団体」の項を次のように改める。

第二百四十二条第二項第一号を「、國の負担金及び地方公共団体」に改め、同表中第二百四十二条第二項各号列記以外の部分の項及び第二百四十二条第四項の項を次のように改める。

第一百三十三条第二項第一号を「國の負担金百分の二十、地方公共団体の負担金」に改め、同表中第二百四十二条第二項各号列記以外の部分の項及び第二百四十二条第四項の項を次のように改める。

第五百十三条规定(第二項第一号)

國の負担金百分の五十、地方公共団体の負担金

國の負担金

第一百四十二条第二項の表中第二百三十三条第三項、第二百三十六条第一項、第二百三十四条(見出しを含む)、第二百三十六条第二項及び第二百三十九条の項を次のように改める。	
第一百三十三条第三項	第一百三十六条第一項
第一百三十六条第二項	国若しくは地方公共団体
第一百三十九条	國
第一百三十六条第二項	及び地方公共団体の負担金
第一百三十九条	及び國の負担金
6 国の特別会計においてその俸給を支給する國の職員である組合員に係る第二百三十三条第二項第一号の短期給付に要する費用についての國の負担金については、同号の短期給付に要する費用の百分の二十に相当する金額は、國の一般会計からそれぞれの特別会計に繰り入れるものとする。	
(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)	
7 第二条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。	
第一条 この法律は、昭和四十年四月一日(以下「施行日」という)から施行する。ただし、第二条並びに附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。	
(経過措置)	
第二条 第一条の規定による改正後的地方公務員	

等共済組合法第百三十三条第二項、第百六十六条第一項並びに第百四十二条第二項及び第六項の規定は、施行日を含む事業年度分以後の掛金及び負担金について適用し、当該事業年度前の事業年度分の掛金及び負担金については、なお従前例による。

第三分 地方公務員等其の組合の長の職務等に
関する施行法（以下「施行法」という。）第二十四

第一項又は第二項の規定の適用により第一項
又は第二項に規定する者に地方公務員等其組合
合法第八十三条第三項の退職一時金を支給する
場合において、その者に第一項又は第二項の退
職に係る組合員期間に基づく退職一時金として
支給された金額があるときは、当該金額は、第
一項又は第二項の規定の適用により支給すべき
退職一時金の内払とみなす。

る権利について準用する。

行法第二条第一項第十号に規定する更新総合員をいう。以下この条において同じ。)であつて、昭和三十九年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に退職した男子(第二条の規定による改正前の施行法第二十四条の規定による申出を行なうことができた者を除く。)については、第二条の規定による改正後の施行法第二十四条中「退職の日」とあるのは、「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第 号)の公布の日」と読み替えて、同条の規定を適用する。

昭和三十六年十一月一日から昭和三十七年十一月三十日まで引き続き國の長期組合員（施

第一項又は第二項の規定の適用に當る退職時金の支給を受けた者が、当該退職時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日の前日において消滅する。

第四条 昭和三十九年九月三十日に地方公務員等共済組合法第四十二条の規定による長期給付に関する規定の適用を受ける者であつた団体共済更新組合員（施行法第百四十三条第一項第五号に規定する団体共済更新組合員をいう。）であつて、同年十一月一日からこの法律の公布の日前までの間に退職した男子（明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。）については、第二条の規定による改正後の施行法第百四十三

条の七中「退職の日」とあるのは、「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四

同様の規定を適用する。

2 前項に規定する者が再び地方公務員等共済組合法に基づく団体共済組合の組合員となつて退

施行法第六十三条第七項中「退職の日」とあるのは、「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第二号)」の公布の日と読み替えて、同項の規定を適用する。

職した場合において、同法の規定による退職年金又は廃業年金を受ける権利を有することとなるたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、施行法第一百四十三条の七に規定する申出を

3 前条第四項の規定は、第一項の規定の適用により支給すべき退職一時金の支給について準用することができる。

たときは、前二項の規定にかかるわらず、その者は、施行法第二十四条又は第六十三条第七項に規定する申出をすることができない。